

**令和3年度
武蔵村山市第三次地球温暖化対策実行計画
取組結果報告書**



武蔵村山市

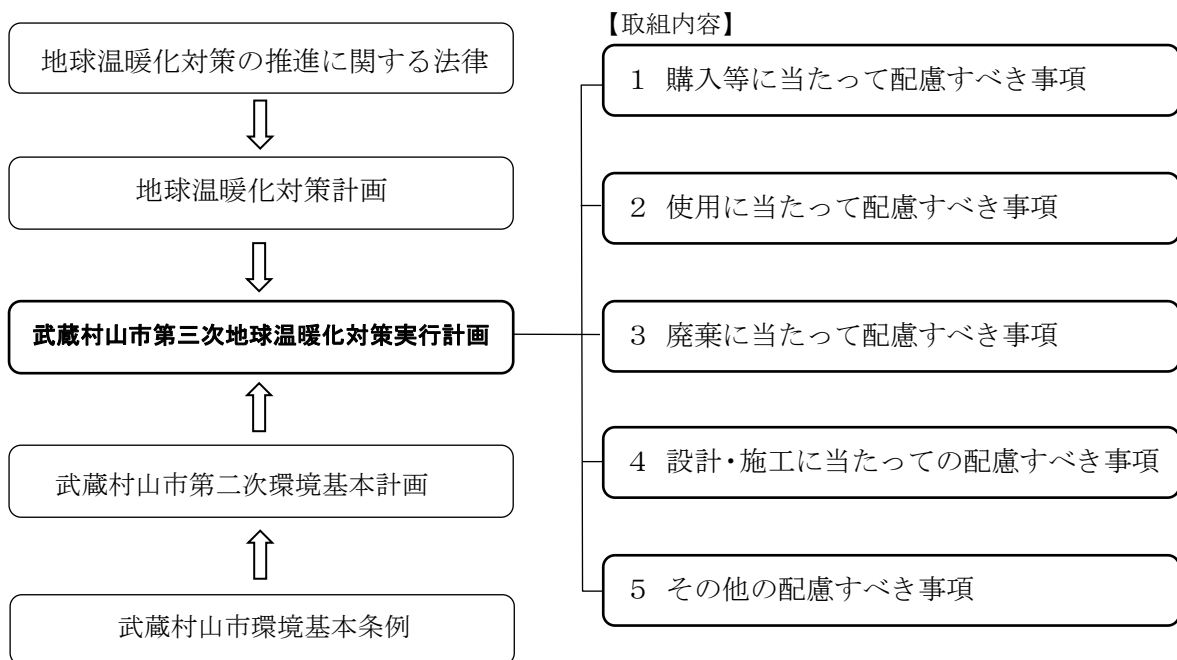
武蔵村山市第三次地球温暖化対策実行計画とは

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、平成29年3月に策定したもので、温室効果ガスの排出量を削減するため、地球温暖化に対する職員の意識の高揚を図り、本市の事務事業における地球温暖化防止対策を引き続き進めていくものである。

計画期間 平成29年度から令和3年度までの5年間。

目 標 全職員が武蔵村山市第三次地球温暖化対策実行計画(以下「実行計画」という。)の取組内容を推進し、温室効果ガスの排出量及び燃料等使用量を平成27年度と比較し、令和3年度までに全項目において5%以上削減を目標としている。

取組内容



1 温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量は、燃料等の使用量等に基づき、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボンの4物質の排出係数を乗じて算出した基礎数値に地球温暖化係数を乗じ二酸化炭素の重量に換算して算出している。

温室効果ガス排出量は表-1のとおりで、平成27年度の基準値に比べて令和3年度は13.68%減少した。

また、表-1の令和3年度の数値は、表-2から表-5までの合計である。

表-1 温室効果ガス排出量

(単位：kg-CO₂/年)

平成27年度 (基準値)	令和3年度 (実績値)	増減 (対基準値)	増減率 (%) (対基準値)	令和3年度 (目標値)	達成 状況
5,050,709.98	4,360,000.42	△ 690,709.56	△ 13.68	4,798,207	達成

温室効果ガス排出量の内訳

表-2 燃料等の使用に伴うCO₂換算排出量

燃 料	単位	使用量	排出係数	温暖化係数	CO ₂ 換算排出量	排出割合 (%)
					(kg-CO ₂ /年)	
ガソリン	ℓ	21,979.02	2.32	1	50,991.33	1.17
灯油	ℓ	205,529.00	2.49		511,767.21	11.75
軽油	ℓ	2,096.25	2.58		5,408.33	0.12
A重油	ℓ	130,242.00	2.71		352,955.82	8.10
液化石油ガス (LPG) ※1	kg	15,256.72	3.00		45,770.16	1.05
都市ガス	m ³	355,020.00	2.23		791,694.60	18.17
電気 ※2	kwh	5,856,475.00	0.344~0.477		2,598,686.91	59.64
合 計					4,357,274.36	100.00

※1 液化石油ガス (LPG) については、容積比を重量比に換算する必要があるため1m³に対し2,0747kgを乗じている。

※2 電気の排出係数は公共施設ごとに契約している電気事業者のものを使用している。

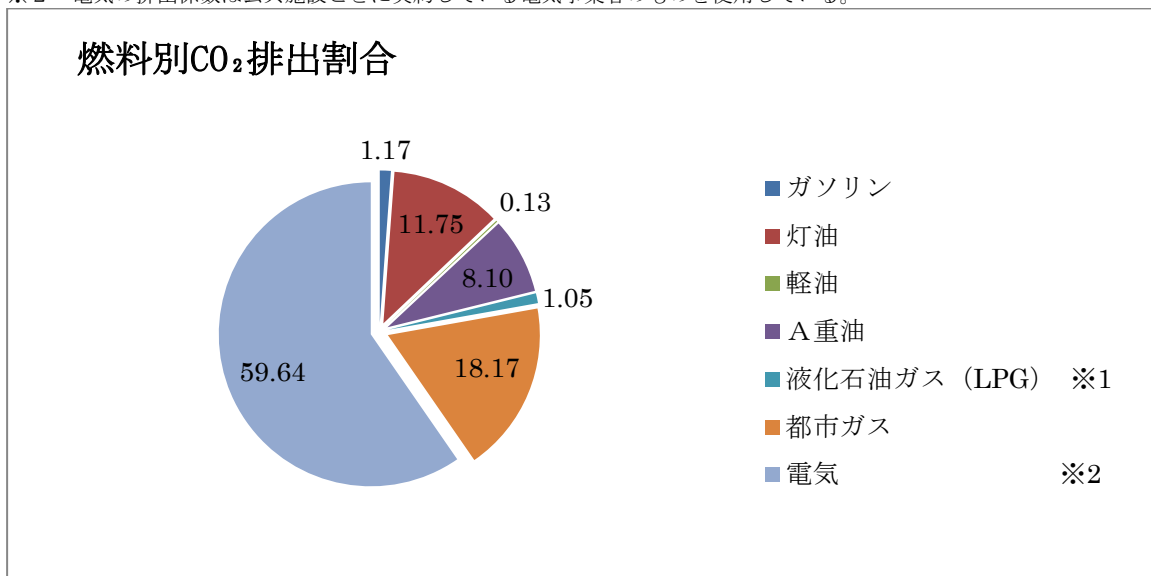


表-3 公用車の走行に伴うメタンのCO₂換算排出量

車 種		台数	走行距離 (km)	排出係数	温暖化係数	CO ₂ 換算排出量 (kg-CO ₂ /年)
ガソリン	普通・小型乗用車	13	49,656	0.000010	25	12.41
	軽乗用車	12	41,418	0.000010		10.35
	小型貨物車	9	22,913	0.000015		8.59
	軽貨物車	32	77,867	0.000011		21.41
	ハイブリッド	7	14,295	0.0000025		0.89
	特殊用途車	1	477	0.000035		0.42
	小計	74	206,626			54.07
軽油	小型貨物車	4	14,452	0.0000076		2.75
電気	普通・小型乗用車	6	18,007			
	軽貨物車	1	2,832			
	小計	7	20,839			
合 計		85	241,917			56.82

表-4 公用車の走行に伴う一酸化二窒素のCO₂換算排出量

車 種		台数	走行距離 (km)	排出係数	温暖化係数	CO ₂ 換算排出量 (kg-CO ₂ /年)
ガソリン	普通・小型乗用車	13	49,656	0.000029	298	429.13
	軽乗用車	12	41,418	0.000022		271.54
	小型貨物車	9	22,913	0.000026		177.53
	軽貨物車	32	77,867	0.000022		510.50
	ハイブリッド	7	14,295	0.000005		21.30
	特殊用途車	1	477	0.000035		4.98
	小計	74	206,626			1,414.98
軽油	小型貨物車	4	14,452	0.000009		38.76
電気	普通・小型乗用車	6	18,007			
	軽貨物車	1	2,832			
	小計	7	20,839			
合 計		85	241,917			1,453.74

表-5 エアコン搭載の公用車の保有台数に伴うハイドロフルオロカーボンの
CO₂換算排出量

公用車台数	排出係数	温暖化係数	CO ₂ 換算排出量 (kg-CO ₂ /年)
85 台	0.010	1,430	1,215.5

※ 公用車台数については、令和4年3月末現在の保有台数としている。

2 燃料等使用量

(1) 燃料等別使用量

令和3年度の燃料等別使用量、基準年度と比較した増減、主な要因等は、表-6のとおりである。ガソリンは32.31%、灯油は35.53%、A重油は25.66%、液化石油ガス(LPG)は60.37%、電気は12.22%減少した。

なお、軽油は703.25%、都市ガスは70.41%増加した。

表-6 燃料等の使用量の実績及び削減目標の達成状況

燃 料	平成27年度 (基準値)	令和3年度 (実績値)	増減 (対基準値)	増減率(%) (対基準値)	令和3年度 (目標値)	達成 状況
ガソリン (単位：ℓ)	32,471.13	21,979.02	△ 10,492.11	△ 32.31	30,847.57	達成
	主な要因	減少の要因の一つとして、新型コロナウイルス感染症対策による影響はあるが、低公害車・電気自動車の導入及びエコドライブの徹底により、総使用量が減少し、目標を達成した。				
灯油 (単位：ℓ)	318,805.00	205,529.00	△ 113,276.00	△ 35.53	302,864.75	達成
	主な要因	減少の要因の一つとして、新型コロナウイルス感染症対策による影響はあるが、各施設による増減はあるものの、省エネ対策の意識の徹底、使用機器の入れ替え、総使用量が減少し、目標を達成した。				
軽油 (単位：ℓ)	260.97	2,096.25	1,835.28	703.25	247.92	未達成
	主な要因	ガソリン車と軽油車の割合が変わったことにより増加したことが考えられる。				
A重油 (単位：ℓ)	175,190.00	130,242.00	△ 44,948.00	△ 25.66	166,430.50	達成
	主な要因	減少の要因の一つとして、新型コロナウイルス感染症対策による影響はあるが、小・中学校等での空調設備の更新等により、総使用量が減少し、目標を達成した。				
液化石油ガス (LPG) (単位：m ³)	18,556.10	7,353.70	△ 11,202.40	△ 60.37	17,628.29	達成
	主な要因	各施設で増減はあるものの、省エネ対策の意識の向上により総使用量が減少し、目標を達成した。また、福祉会館の入浴施設の利用終了により使用しなくなったことも要因の一つと考えられる。				
都市ガス (単位：m ³)	208,329.90	355,020.00	146,690.10	70.41	197,913.40	未達成
	主な要因	小・中学校での冷暖房設備の増設に伴い、総使用量が増加した。また、新型コロナウイルス感染症対策として、換気を行いながらの冷暖房設備の運転により、使用量が増加した。				
電気 (単位：kwh)	6,671,996.20	5,856,475.00	△ 815,521.20	△ 12.22	6,338,396.39	達成
	主な要因	減少の要因の一つとして、新型コロナウイルス感染症対策による影響はあるが、施設による増減はあるものの、省エネ対策の意識の徹底及び使用機器の入れ替え等により、総使用量が減少し、目標を達成した。				
総使用量	7,425,609.30	6,578,694.97	△ 846,914.33	△ 11.41	7,054,329	—

(2) 公用車の燃料等別使用量及び走行距離の目標と実績

令和3年度の公用車の燃料使用量及び走行距離の目標及び実績は、表-7のとおりである。ガソリン車はより燃費効率のよい車種へ移行、軽油車及び電気自動車の増加により、公用車数は増加しているが、燃費効率の向上が図られ、基準年度と比較すると公用車全体で燃料使用量は32.31%、走行距離は26.13%減少した。

表-7 公用車の燃料使用量及び走行距離の実績及び削減目標の達成状況 ※1

車種	単位	平成27年度 (基準値)	令和3年度 (実績値)	増減 (対基準値)	増減率(%) (対基準値)	達成 状況	
ガソリン	普通・小型乗用車	ℓ	8,900.92	6,282.84	△ 2,618.08	△ 29.41	/
		k m	67,219	49,656	△ 17,563	△ 26.13	達成
		台	11	13	2	18.18	/
		(目標) 令和3年度		63,858 km			
	軽乗用車	ℓ	2,754.02	3,285.68	531.66	19.30	/
		k m	31,100	41,418	10,318	33.18	未達成
		台	9	12	3	33.33	/
		(目標) 令和3年度		29,545 km			
	小型貨物車	ℓ	7,550.63	3,902.86	△ 3,647.77	△ 48.31	/
		k m	48,415	22,913	△ 25,502	△ 52.67	達成
		台	14	9	△ 5	△ 35.71	/
		(目標) 令和3年度		45,994 km			
	軽貨物車	ℓ	10,878.86	7,440.42	△ 3,438.44	△ 31.61	/
		k m	105,283	77,867	△ 27,416	△ 26.04	達成
		台	37	32	△ 5	△ 13.51	/
		(目標) 令和3年度		100,018 km			
	特殊用途車	ℓ	527.28	106.00	△ 421.28	△ 79.90	/
		k m	2,341	477	△ 1,864	△ 79.62	達成
		台	1	1	0	0.00	/
		(目標) 令和3年度		2,223 km			
	ハイブリッド車	ℓ	1,859.42	961.22	△ 898.20	△ 48.31	/
		k m	25,353	14,295	△ 11,058	△ 43.62	/
		台	5	7	2	40.00	/
		(目標) 令和3年度		24,085 km			
小計	ℓ	32,471.13	21,979.02	△ 10,492.11	△ 32.31	達成	
	k m	279,711	206,626	△ 73,085	△ 26.13	/	
	台	77	74	△ 3	△ 3.90	/	
	(目標) 令和3年度		30,847.57ℓ				/

軽油	小型貨物車	ℓ	260.97	2,096.25	1,835.28	703.25	未達成
		k m	2,476	14,452	11,976	483.68	未達成
		台	2	4	2	100.00	
		(目標) 令和3年度		247.92ℓ	2,352 km		
電気※2	普通・小型乗用車	kwh	0.00	0.00	0.00	0.00	
		k m	11,348	18,007	6,659	58.68	
		台	2	6	4	200.00	
	軽貨物車	kwh	0.00	0.00	0.00	0.00	
		k m	2,292	2,832	540	23.56	
		台	1	1	0	0.00	
	小計	kwh	0.00	0.00	0.00	0.00	
		k m	13,640	20,839	7,199	52.78	
		台	3	7	4	133.33	
	合計	ℓ	32,732.10	24,075.27	△ 8,656.83	△ 26.45	
kwh		0.00	0.00	0.00	0.00		
k m		295,827	241,917	△ 53,910	△ 18.22	達成	
台		82	85	3	3.66		
(目標) 令和3年度			268,075 km				

※1 ガソリン及び軽油使用量の目標値については、車種ごとには定めていないが、それぞれ平成27年度（基準年度）の総使用量に対する目標値を定めている。

また、走行距離の目標値については、車種ごと及び全車種の総走行距離に対する目標値を定めている。

※2 電気自動車の電気使用量は、庁舎の電気使用量に含まれている。

なお、電気自動車の走行距離に関する目標値については定めていないが、走行距離については合計に含む。

(3) 省資源の目標と実績

省資源の目標と実績は、表-8のとおりである。

複写機用紙の使用量については基準年度と比較して8.41%減少した。

水道使用量については基準年度と比較して14.19%減少した。

表-8 省資源の実績及び削減目標の達成状況

種類	平成27年度 (基準値)	令和3年度 (実績値)	増減 (対基準値)	増減率(%) (対基準値)	令和3年度 (目標値)	達成 状況
複写機用紙 使用量 (単位:枚)	15,528,000	14,221,926	△ 1,306,074	△ 8.41	14,751,600	達成
水道使用量 (単位:㎡)	147,428.00	126,512.70	△ 20,915.30	△ 14.19	140,056	達成

3 計画の取組内容（温室効果ガス排出抑制等のための配慮すべき事項）の調査結果

市の組織を対象に地球温暖化対策に関する職員の行動・意識調査を行った。

(1) 購入等に当たって配慮すべき事項

項 目	A 実 行	B 未 実 行	該 当 な し	実行率 (%) $\frac{A}{A+B}$
用紙類				
① 古紙配合率の高い用紙とすること。	34	0	9	100.0
② 白色度の低い製品とすること。	33	0	10	100.0
③ 印刷物発注の際は古紙配合率の高い用紙とすること。	35	2	6	94.6
④ トイレトペーパー等は再生紙が使用されている製品とすること。	14	0	29	100.0
電気製品				
① エネルギー消費効率の高い製品とすること。	20	0	23	100.0
② 適正規模の機器とすること。	23	0	20	100.0
③ エネルギー消費の少ない自動販売機とすること。	8	0	34	100.0
公用車				
① 低公害車、低燃費車とすること。	16	4	22	80.0
文具・事務機器等				
① ノート、ファイル等は再生紙が使用されている製品とすること。	43	0	0	100.0
② ボールペン等は詰め替えや補充等が出来る製品とすること。	43	0	0	100.0
③ 再生しにくいコーティング紙等を控えること。	39	0	4	100.0
④ 間伐材、未利用繊維等から作られた製品とすること。	26	0	17	100.0
⑤ 廃プラスチックから作られた製品とすること。	30	0	13	100.0
⑥ その他紙以外の再生された製品とすること。	34	0	9	100.0
容器・包装材				
① 簡易包装された製品とすること。	25	0	18	100.0
② 詰め替え可能な製品とすること。	25	0	18	100.0
③ リターナブル容器の製品とすること。	21	0	22	100.0
④ リサイクルできる容器包装材とすること。	23	0	20	100.0
その他				
① 環境ラベリング製品とすること。	39	0	4	100.0
② グリーン購入を推進すること。	41	0	2	100.0

(2) 使用に当たって配慮すべき事項

項 目	A 実 行	B 未 実 行	該 当 な し	実行率 (%) $\frac{A}{A+B}$
用紙類				
① 両面コピー、両面印刷すること。	43	0	0	100.0
② 使用済み用紙、使用済み封筒を再利用すること。	43	0	0	100.0
③ 電子掲示板やメールを活用し、ペーパーレスを推進すること。	43	0	0	100.0
④ 文書は可能な限り回覧すること。	43	0	0	100.0
⑤ 資料、印刷物等を作成するときは、ページ数や部数を必要最小限とすること。	43	0	0	100.0
水				
① 水道水圧を調整すること。	15	0	27	100.0
② 日常的な節水をすること。	35	0	7	100.0
③ 水漏れ点検をすること。	12	0	30	100.0
④ バケツ利用等により公用車の洗車方法を改善すること。	13	0	29	100.0
エネルギー（電気・燃料）				
① 始業前、昼休み、残業時は、不要な照明を消灯すること。	43	0	0	100.0
② トイレ等未使用時には、照明を消灯すること。	42	0	1	100.0
③ 事務の効率化を図り、残業を減らすこと。	43	0	0	100.0
④ OA機器を一定時間使用しないときには、電源を切ること。	43	0	0	100.0
⑤ 省エネ・節電モードを活用すること。	43	0	0	100.0
⑥ 冷暖房温度を適正な設定（夏28℃・冬20℃）にすること。	19	0	24	100.0
⑦ 冷暖房時には、ブラインドやカーテンを活用し空調効率を高めること。	43	0	0	100.0
⑧ 冷暖房時の窓や出入口の開放禁止をすること。	25	7	11	78.1
⑨ エレベーターの使用を控え、階段を利用すること。	42	0	1	100.0
⑩ 自然光を活用し、照明の利用を減らすこと。	36	4	3	90.0
⑪ 自動販売機の省エネ対策をすること。	8	0	35	100.0
⑫ 夏季及び冬季において、快適に過ごせるようにそれぞれクールビズ、ウォームビズを実施すること。	43	0	0	100.0
公用車				
① アイドリングストップを徹底すること。	42	0	1	100.0
② 加減速の少ない運転に努めること。	42	0	1	100.0
③ タイヤの空気圧調整等の車両整備を適正に実施すること。	26	0	17	100.0
④ 不要な荷物等は積載しないこと。	40	0	3	100.0
⑤ 過度なエアコンの使用をしないこと。	42	0	1	100.0
⑥ 低公害車を優先的に利用すること。	37	4	2	90.2
⑦ 公用車の台数の見直しを検討すること。	14	2	27	87.5
⑧ 公共交通機関を優先的に利用すること。	37	4	2	90.2
⑨ 相乗りの励行をすること。	42	0	1	100.0
⑩ 短距離の移動手段には自転車を利用すること。	34	5	4	87.2

(3) 廃棄に当たって配慮すべき事項

項 目	A 実 行	B 未 実 行	該 当 な し	実行率 (%) $\frac{A}{A+B}$
資源化、リサイクル				
① リフューズ（ごみになるものは買わない・断る）、リデュース（ごみを減らす）、リユース（一度使ったものは捨てずに再利用する）、リサイクル（資源として再利用する）の優先順位に沿って廃棄物を減量すること。	41	0	2	100.0
② 生ゴミは、しっかりと水分を切ってから出すこと。	33	0	10	100.0
③ プリンターのトナーカートリッジを回収してもらうこと。	42	0	1	100.0
その他				
① フロンガス使用製品を適正に処理すること。	20	0	22	100.0

(4) 設計・施工に当たっての配慮すべき事項

項 目	A 実 行	B 未 実 行	該 当 な し	実行率 (%) $\frac{A}{A+B}$
緑化等				
① 施設更新の際は、屋上や壁面の緑化をすること。	4	0	39	100.0
② 都市公園等の整備を通じ、緑化をすること。	4	0	39	100.0
③ 公共・公益施設における緑化をすること。	10	0	33	100.0
④ 歩行者・自転車道の整備を通じ、緑化をすること。	5	0	38	100.0
⑤ 街路樹を適正に整備すること。	4	0	39	100.0
⑥ 既存公園を適切に維持管理すること。	4	0	39	100.0
⑦ 保存樹木、保存樹林を保全すること。	2	0	41	100.0
⑧ 狭山丘陵や市街地における樹林地等を保全すること。	3	0	40	100.0
省エネルギー				
① 新規施設には、省エネルギー機器を導入すること。	7	0	36	100.0
② 太陽光発電等の自然エネルギーを利用する設備を導入すること。	6	0	37	100.0
③ 節水器具を導入すること。	9	0	34	100.0
④ 照明器具等電気機器の更新の際は、省エネルギー型を導入すること。	15	0	28	100.0
水利用の合理化				
① 雨水貯蔵施設を設置し、雨水利用すること。	3	0	40	100.0
② 雨水の地下浸透（透水性舗装、浸透柵等）をさせること。	3	0	40	100.0

(5) その他の配慮すべき事項

項 目	A 実 行	B 未 実 行	該 当 な し	実行率 (%) $\frac{A}{A+B}$
職員の啓発				
① 環境に関する研修、講演会に積極的に参加すること。	15	17	11	46.9
② 環境に関する情報を職員に提供すること。	30	0	13	100.0
③ 環境配慮に関する職員のアイデアを募集すること。	11	11	21	50.0
環境情報の活用				
① 公的機関や事業者自らが発信する製品への環境ラベル表示、製品カタログ、インターネットサイト等の情報を利用すること。	29	5	9	85.3

以上のほかに温室効果ガス排出抑制等のために実行している事項

- ・ 引き続き、夏季のエネルギー消費量を削減するため、期間を設定して全庁的な省エネルギー対策を実施。
- ・ 各部屋のエアコン温度調節を事務所で一括管理し、利用者の方には設定温度に協力いただけるよう呼びかける。
- ・ 令和2年度に引き続き、令和3年度も目標達成できるように啓発及び呼びかけを行った結果が職員一人一人の省エネに対する意識づけにつながっている。

4 評価・分析

令和3年度の実績については、計画期間の対象である第三次地球温暖化対策実行計画に基づき、平成27年度と比較し、温室効果ガス排出量すべての項目において5%以上の削減を目標としている。

温室効果ガス排出量については、基準年度（平成27年度）と比較したところ13.68%の減少となった。これは16.18%の減少を達成した令和2年度に引き続き令和3年度も目標を達成できるように日頃から職員に対し省エネの呼びかけや啓発を行った結果が職員一人一人の省エネに対する意識づけと努力につながったこと、各施設の空調設備の改修において高効率な設備へ転換したこと及び電気の排出係数の低減により、温室効果ガス排出量が減少した結果である。

項目別にみると、ガソリン、灯油、A重油、液化石油ガス（LPG）、及び電気については目標を達成したものの、軽油及び都市ガスについては達成できなかった。

使用量の増減率でみると、ガソリンは32.31%、灯油は35.53%、A重油は25.66%、液化石油ガス（LPG）は60.37%、電気は12.22%減少し、軽油は703.25%、都市ガスは70.41%の増加となっている。

減少した燃料のうち、ガソリンは、職員一人一人の省エネ行動によるほか、ガソリンは低公害車・電気自動車の導入及びエコドライブの徹底、灯油及びA重油は、空調設備の更新による効果等によるもの、液化石油ガス（LPG）は各施設で増減はあるものの、省エネ対策の意識の向上により総使用量が減少したことや福祉会館の入浴設備が老朽化により利用を終了したこと、電気は省エネ機器の導入によるものが挙げられる。また、減少したすべての項目について、新型コロナウイルス感染症対策による公共施設の休館やイベント中止等による施設等を使用しなかったことが要因の一つと考えられる。

増加した燃料のうち、軽油はガソリン車と軽油車の割合が変わったこと、都市ガスは、各施設において新型コロナウイルス感染症対策で換気を行いながらの冷暖房の運転による使用量が増加したことが要因と考えられる。さらに各施設において、設備の更新等に伴いA重油等から都市ガスへの切替えが順次行われていることも増加の要因ではあるが、この状況はエネルギー効率が向上して燃料等全体で見ると使用量が減少し、温室効果ガスの排出量も減少することから、一概にマイナス要因としてとらえることはできない。

次に、複写機用紙については、基準年度と比較し8.41%の減少となっている。これは各組織における紙の両面使用の徹底によるものである。今後も両面コピー及び両面印刷の徹底、個人情報等に配慮したうえで片面使用済用紙の積極的な再利用、電子掲示板及びメールを活用したペーパーレス化の推進や再生紙の使用は創意工夫に努めていきたい。

次に、水道使用量については、基準年度と比較し、14.19%の減少となっている。福祉会館の入浴設備老朽化により入浴施設の利用を終了したことが、減少要因の一つと考えられる。また、今後も各施設において、水圧の調整、水漏れの点検等により日頃から節水する必要がある。

計画の取組内容の「(1) 購入等に当たって配慮すべき事項」は、大半の項目が高い実行率であり、職員が環境に対し高い意識をもって物品等の購入に当たっていると見える。

「(2) 使用に当たって配慮すべき事項」は、「用紙類」、「水」、「エネルギー」及び「公用車」に関する取組みについては、高い意識をもって使用に当たっている。

「(3) 廃棄に当たって配慮すべき事項」は、前事項と同様に高い実行率であり、高い意識をもって、行われている。

「(4) 設計・施工に当たっての配慮すべき事項」は、「緑化等」に関する取組みについては、職員の努力により対応できるものは継続的に取組み、施設整備を伴うものは施設の更新に合わせて整備等していく必要がある。

また、「省エネルギー」及び「水利用の合理化」に関する取組みについては、再生可能エネルギー等の有効活用や省エネルギーを推進するため、関連機器の設置や購入を積極的に検討する必要がある。

「(5) その他の配慮すべき事項」は、「職員の啓発」に関する取組みについては、(1) から(4) までと比較し取組みが進んでおらず、数課・数施設で積極的に環境に配慮した取組みが行われているものの、より一層職員全体の環境に対する意識を高めていく必要がある。

最後に、今後も更なる温室効果ガス抑制のため、職員一人一人が環境に対する高い意識を持ち、一丸となって空調設備の効率的利用、公共交通機関の利用、低公害車・電気自動車の優先的利用、エコドライブの徹底等により地球温暖化対策に取組み、目標を達成した項目は5%以上削減を維持しつつ、さらなる削減に向けて、省エネ・省資源を推進していく必要がある。

なお、令和4年度からは、令和3年度に策定した第四次地球温暖化対策実行計画に基づき、引き続き点検評価を進めつつ、令和4年9月に市長が表明した「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた各種施策・事業により、市民・事業者・行政が一体となった取組も推進していく。

令和3年度

武蔵村山市第三次地球温暖化対策実行計画取組結果報告書

発行年月／令和5年3月

発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市協働推進部環境課

〒208-8501

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042(565)1111(代表)